

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会の定例会の招集時期を定める規則

昭和 44 年 3 月 24 日

規則第 1 号

改正 平成 18 年 1 月 23 日規則第 1 号

(目的)

第1条 この規則は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会(以下「組合議会」という。)の定例会の招集時期について定めることを目的とする。

(招集時期)

第2条 組合議会の定例会は、毎年3月及び9月に招集する。ただし、都合により招集の時期を繰り上げ又は繰り下げることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 23 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。